

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	都市公園法施行令の一部を改正する政令案	
担当部局	国土交通省都市局公園緑地・景観課	電話番号: 03-5253-8111 e-mail: hqt-ctbkrk-hourei@ml.mlit.go.jp
評価実施時期	平成28年11月16日	
規制の目的、内容及び必要性等	都市公園法施行令第14条第3号においては、都市公園に設けられる占有物件のうち、非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物等(以下「仮設工作物等」という。)に係る占有期間の上限を6月と定めている。今般、仮設工作物等に係る頻繁な更新申請が負担となっているとの意見があること等を踏まえ、占有許可申請者及び公園管理者の負担軽減を図るため、仮設工作物等に係る占有期間の上限を6月から1年に延長する。 【規制の緩和】	
	法令の名称・関連条項とその内容	都市公園法施行令第14条第3号(占有の期間)
想定される代替案	仮設工作物等に係る占有期間の上限については複数案想定されるが、今回の規制の緩和は、仮設工作物等に係る占有許可の頻繁な更新申請が負担となっている現状と、仮設工作物等の公共性や耐久性を総合的に勘案した結果、事務負担の軽減を図りつつ、都市公園の管理の適正を損なうおそれがない期間として、1年を新たな占有期間の上限とすることが最も適切であると判断したものである。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	特になし	
(行政費用)	特になし	
(その他の社会的費用)	特になし	
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	占有許可申請者の申請手続きに係るコスト及び公園管理者の行政事務に係るコストの低減が図られる。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	規制の費用は特段発生せず、占有許可申請者及び公園管理者の双方の事務コストの低減が図られる。	
有識者の見解その他関連事項	【平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(H27.12.22閣議決定)(抄)】 地方公共団体が条例で定める仮設の物件又は施設(施行令12条10号)に係る占有期間(施行令14条3号)については、政令を改正し、平成28年度中に延長する。	
レビューを行う時期又は条件	平成33年度末までにRIA事後検証シートにより事後検証を実施。また事後検証までの期間を分析対象期間とする。	
備考	今回の改正は、仮設工作物等に係る頻繁な更新申請が負担となっているとの地方公共団体からの意見等を踏まえて規制の緩和を行うものであり、有効なものである。	